

2026年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

令和8年6月

通商政策局 国際経済部 国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」と「経済産業省の取組方針」

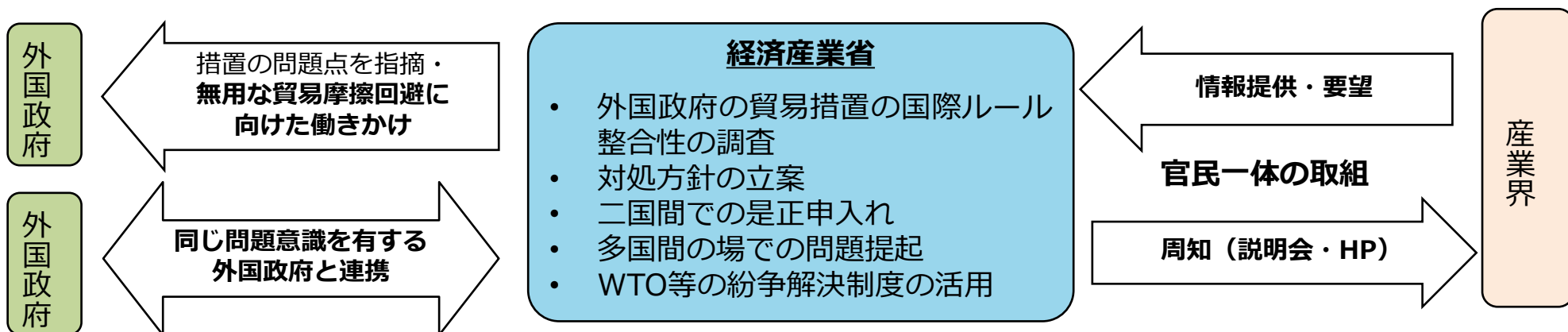
- 不公正貿易報告書は、ルールベースの国際秩序の基本的理念を世界に発信するために、産業界からの情報等に基づき、国際ルールとの整合性に懸念がある外国政府の貿易措置をとりまとめたもの。
- 1992年以降、毎年公表し、2026年版で35回目となる。2026年版は2026年6月12日に公表。
- 是正に向けて特に優先的に取り組む案件を、「経済産業省の取組方針」として併せて公表。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

- WTO協定等の国際ルールに照らして、各国の貿易措置の状況を包括的に分析する、我が国唯一の報告書。
- 主要貿易相手国・地域の貿易措置について、専門家（産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会）が、国際ルールに基づき問題点を指摘。

「経済産業省の取組方針」

- 報告書が指摘した措置のうち、産業界の関心等を踏まえ、是正に向けて経済産業省が特に優先的に取り組む案件を公表。外国政府への働きかけや、産業界及び同一関心を有する外国政府との連携促進に活用。

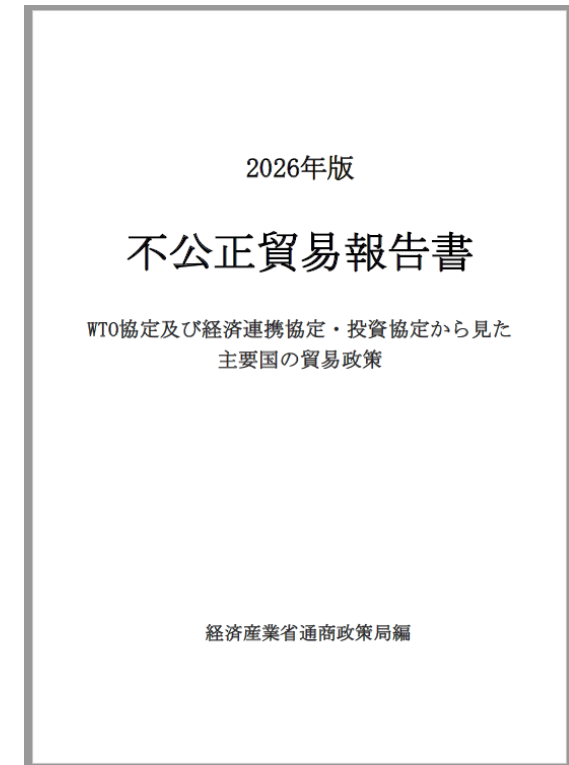


1. 2026年版不公正貿易報告書

構成

- 全体は三部構成であり、第Ⅰ部でWTO協定等の国際ルールに基づき各国の個別措置の問題点を指摘するとともに、第Ⅱ部（WTO協定）及び第Ⅲ部（経済連携協定等）で国際ルールの概要について解説。

序論	国際的に合意されたルールに基づき「公正性」を判断するという「ルール志向」の考え方を提示
第Ⅰ部	中国、米国、ASEAN諸国、EU・英国、豪州、台湾、韓国、カナダ、インド、ブラジル、ロシアなど22か国・地域の措置等を指摘
第Ⅱ部	関税、AD協定、補助金協定、セーフガード協定、サービス協定、知的財産、政府調達協定、電子商取引など、WTO協定と主要ケースについて解説
第Ⅲ部	TPP協定等我が国の主要な経済連携協定や投資協定について解説
資料編	最近のWTO定期閣僚会合の動向や、WTO紛争案件に関する参考資料を掲載



新規掲載措置

- 以下7件の措置を新たに掲載。

掲載場所	措置	概要
第 I 部 第3章 ASEAN ベトナム	ベトナム：外国資本の小売業に対する経済需要審査 (ENT)	ベトナムは、小売店舗を設立する外国投資家に対する経済需要審査 (ENT) について、CPTPP発効日から5年後に廃止することを約束していたが、5年経過後もENTの実施根拠となる法令の廃止・改正はされておらず、CPTPPに違反する可能性がある。
第 I 部 第3章 ASEAN インドネシア	インドネシア：オーディオ機器等の強制規格	インドネシアのオーディオ機器等の強制規格は、海外製造事業者に対する追加的負担による輸入の事実上の制限となっており、登録手続や工場監査などに要する十分な移行期間が盛り込まれていない。TBT協定の内国民待遇義務、透明性の原則に抵触する可能性がある。
第 I 部 第3章 ASEAN インドネシア	インドネシア：綿織物に対するセーフガード	インドネシアは、2026年1月、綿織物に対するセーフガード措置を発動した。本措置は、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような輸入の増加や輸入の急増が「予見されない発展の結果」であること等の発動要件の充足性に疑問がある。また、セーフガード税額の設定において不明確な部分がある点も懸念。
第 I 部 第4章 欧州連合 (EU)	EU：鉄鋼製品に対する関税引き上げ措置	欧州委員会は、2026年6月の鉄鋼製品全般に対するセーフガード措置の満期を見据え、2025年10月、関税割当総量を大幅に縮小した上で、譲許税率を50%に引き上げる方針を発表した。EU が日本産鉄鋼製品に対して関税割当の設定や追加関税の賦課を行った場合、日EU EPAに違反する。また、EUが直近の貿易量に沿わない国別関割当量を設定した場合、過去の代表的な期間の貿易量を参照して関税割当を設定すべき等と規定するGATT13条に違反する。手続的には、GATT28条5項に基づく再交渉の適切な権利留保を欠いている。

新規掲載措置

掲載場所	措置	概要
第 I 部 第4章 欧州連合 (EU)	EU：日本製冷延鋼板に対するAD調査	EUは、2025年9月、日本製冷延鋼板に対するAD調査を開始した。EUの冷延鋼板の輸入総量は、ほとんど増加していない。また、2025年4月のセーフガード措置の強化により、日本からの輸入量は大幅に減少したが、EUはそれを適切に考慮せず不当に損害を認定する懸念がある。さらに、申請者は日本が「特殊な市場の状況」にあると主張しているが、証拠を欠いた一方的な主張である。
第 I 部 第8章 カナダ	カナダ：鉄鋼製品に対する関税引き上げ措置	カナダは、2025年6月、非FTA締結国産の鉄鋼製品に対して、同年8月、FTA締結国産の鉄鋼製品に対して、関税割当の設定及び追加関税の賦課を開始し、同年12月、これらの関税割当量を削減するとともに、特定の鉄鋼派生品に対して、追加関税の賦課を開始した。同措置は、カナダのWTO譲許税率を超えており、譲許義務及びCPTPP上の関税撤廃義務等に違反する。 また、カナダは、同年10月、中国で溶融・鋳造等された鉄鋼・アルミ製品を含有する鉄鋼製品に対して、追加関税の賦課を開始したが、米国・メキシコ産のみ適用除外とすることは、それ以外の国に対する最恵国待遇義務に違反する。
第 I 部 第12章 その他 トルコ	トルコ：乗用車に対する関税引き上げ措置	トルコは、2025年9月、非FTA締結国からの輸入乗用車に対する関税を引き上げた。このうち、トルコのWTO譲許税率を超えるものは、譲許義務に違反する。

特集記事（コラム）

- 以下7件の特集記事（コラム）を掲載。

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	企業のサプライチェーンと 人権・環境問題	欧米やアジアの一部の国で、人権尊重や環境保全を理由とする法規制の導入やその検討が進み、企業による取組の強化が求められている。各国の法規制を巡る動向を概観するとともに、日本企業の人権尊重を後押しする日本政府の取組について紹介する。また、人権・環境を巡る法規制と国際協定との関係について分析する。
第Ⅱ部 第5章 関税	現在の通商秩序とGATT28 条譲許再交渉	GATT28条によれば、WTO加盟国は、関係輸出国と交渉・協議することで、譲許税率の修正を行うことができる。同条の手続の性質や法的問題、そして、EU及び英国に見られる最近の活用例における問題点を検討する。
第Ⅱ部 第6章 アンチ・ダンピング措 置	「迂回」と通商ルール	「迂回」とは、貿易救済措置の対象となった産品について、その課税を免れるために、商流や商品特性を微妙に変更するものの、実質的には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような企業行動。迂回に対するWTOや各国での議論と併せて、日本の近時の法改正の動きについて紹介する。
第Ⅱ部 第7章 補助金・相殺措置	過剰生産能力問題を巡る現 状と対応 ～公平な競争条件（LPF）の 確保に向けて～	近年、貿易に対する歪曲効果を有する過剰生産能力問題と、その背景にある非市場的政策・慣行への懸念が高まり、公平な競争条件（LPF）の確保の必要性が訴えられている。過剰生産能力問題の現状を概観したうえで、それに対する各国の措置や、国際フォーラムにおける議論の動きを紹介する。

特集記事（コラム）

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 第14章 政府調達	EUの外国補助金規則を巡る動向	<p>2021年5月、欧州委員会は、EU域外国の政府の補助金供与による域内市場での競争歪曲に対処するため、公正な競争条件の確保に向けた新たな規則案「外国補助金規則（FSR）」を公表し、2023年1月に発効、同年7月に適用を開始した。また、2026年1月に外国補助金規則に関するガイドラインが公表され、「域内市場の歪曲」を判断するための具体的な指標等が示された。本規則の内容及びこれまでの審査事例を概観するとともに、これに対する中国政府の反応、国際ルールとの関係等を紹介する。</p>
第Ⅱ部 第17章 WTOの 紛争解決手続	WTO上級委員会を巡る動向	<p>2019年12月に機能停止に陥った上級委員会に関する議論の経緯及び最近の動向として、①米国の長年の上級委員会に対する批判、②WTOにおける紛争解決制度改革に関する議論の動向（特に、MC12後の非公式プロセスでの議論、MC13における閣僚決定、MC13後の公式プロセスでの議論、MC14における議論等）、③上級委員会機能停止以降の各加盟国の紛争解決制度の利用状況、④多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の活用状況・動向、⑤日本としての取組等を紹介する。</p>
第Ⅱ部 第18章 貿易政策・措置 の監視	貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）を巡る最近の議論と日本の取組	<p>近年、EUをはじめ各国・地域において炭素国境調整措置（CBAM）の導入・検討が進むなど、貿易関連気候措置（TrCMs）に関する動きが活発化している。TrCMsの現状、TrCMsのフラグメント化に関する懸念、WTO等の国際フォーラムにおける議論の状況、こうした問題への対応として日本がWTO貿易と環境委員会（CTE）で行った提案の内容等について紹介する。</p>

新たな特集記事（コラム）：現在の通商秩序とGATT28条譲許再交渉

- WTO加盟国は、GATT28条に基づき、関係国と交渉・合意することで、譲許税率の引上げや撤回を行うことが可能。
- 近年、EU及び英国が、鉄鋼製品に対するセーフガード措置の満期後も、制限を継続するために、GATT28条に基づき、鉄鋼製品に対する譲許表の修正交渉の開始を公表。
- GATT28条手続により各種特惠税率を修正できないことは明らかであり、GATT28条の活用はかかる規定の趣旨等を踏まえて行われるべき。

GATT28条とは

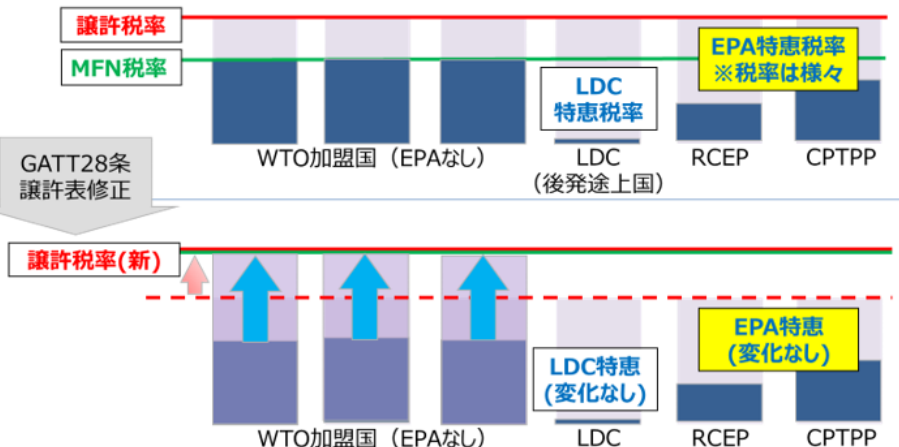
- GATT28条上、WTO加盟国は、関係輸出国と交渉・協議することで、譲許税率の引上げや撤回を行うことができる。

規律の特徴

- GATT28条の交渉に参加できる関係輸出国の範囲はやや不明確。
- 関係国との合意が成立しなくても譲許表修正を強行できるため、関係国と真剣に交渉するインセンティブを欠く。
- 交渉不調の場合、関係国は対抗措置が可能だが、対抗措置は全WTO加盟国に対して適用しなければならないため、交渉開始国に対する牽制の役割を果たしにくい。

活用の変遷

- 歴史的には、関係国との交渉・協議が進展しない等の理由により譲許表修正に至らなかった例も多い。
- GATT28条がWTO譲許税率のみを対象とすることは法文上明らか。EUは、EPA締結国も対象に含めると明言するが、規定の趣旨に反するし、各種EPAに明確に違反する。



新たな特集記事（コラム）：「迂回」と通商ルール

- 「迂回」とは、貿易救済措置の対象となった製品について、その課税を免れるために、商流や商品特性を微妙に変更するものの、実質的には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような企業行動。
- 2026年4月、日本で不当廉売関税（AD税）に係る迂回防止制度を創設。

迂回の種類

- **第三国迂回**：対象製品の部品・原材料を第三国に輸出し、当該第三国で組み立てた後に措置発動国へ輸出すること。
- **軽微変更迂回**：課税対象製品をそのまま輸出するのではなく、微小な加工・修正を加え、別の品目や後発品として輸出すること。
- **輸入国迂回**：課税対象製品を輸出する代わりに、対象製品の部品・原材料を措置発動国へ輸出し、措置発動国内に移転させた生産設備において組み立てて販売すること。

WTOにおける議論と各国の対応

- **WTO協定やAD協定**には、迂回防止措置に関する明文の規定が存在せず、現在までルール形成に至っていない。
- 他方、国内法で迂回防止制度を導入する国は増加。各国の法制度にはばらつきがある。
- 迂回のリスクへの対処の必要性と、各国の保護主義的濫用のリスクを勘案しつつ、ルール形成を図っていくべき。

イメージ (第3国迂回の例)



日本における動き

- 日本においても、AD課税後、第三国からの輸入量の急増等が散見。
- そこで、**2026年4月、「不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設」**を含む「関税定率法等の一部を改正する法律」が施行。
- 同制度は、諸外国の迂回防止法制と比較しても**要件が厳格**で、かつ、供給者側から課税回避目的不存在の反論の審理が予定されるなど、比較法的にも**慎重な手続が用意**されている。

2. 2026年版不公正貿易報告書を受けた 経済産業省の取組方針

経済産業省の取組方針の概要

- 不公正貿易報告書は、1992年の創刊以来、34年間、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、「ルール志向」の概念に基づき、広範な指摘を実施。
- WTOの紛争解決制度は、2019年12月以降、機能停止中の上級委員会に上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が積み重なり、ルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機。我が国は、紛争解決制度改革の実現に向けて取組を続けるとともに、改革実現までの間も多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の活用も含め、ルールに基づく紛争解決が行われるよう取り組んでいく。
- 近年、一部の新興国の非市場的な政策・慣行に起因する経済的不均衡の是正を求め、一方的措置が講じられる事例が散見。自国優先主義に傾斜するなど、自由貿易体制と経済安全保障のバランスが揺れ動く中で、国際的な経済秩序の在り方が問われている。我が国は、WTO、G7などを通じ、公平な競争条件（LPF）確保のためのルール形成等に向けた取組を更に進める。さらに、いわゆる経済的威圧への懸念が高まっていることを踏まえ、かかる行動への評価・準備・抑止・対応に関する同志国との協力を強化していく。
- 上記のシステミックな問題への対応に加え、2026年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に、次頁の個別案件に優先的に取り組むこととしたい。

経済産業省の優先取組案件

- 経済産業省が今後の通商政策を進めていく上で当面の優先度が高いと考える事項

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置

- ・ **中国**：輸出管理法
- ・ **中国、香港、マカオ、ロシア**：ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置
- ・ **中国**：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
- ・ **中国、米国、インド、インドネシア**：貿易救済措置の不適切な運用
- ・ **米国**：1962年通商拡大法232条等に基づく輸入制限措置
- ・ **インドネシア**：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置
- ・ **EU**：炭素国境調整措置（CBAM）
- ・ **EU**：鉄鋼製品に対する累積的貿易制限措置
- ・ **EU**：Fガス規制
- ・ **フランス**：EV補助金の補助金適格要件の改正

※下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議やWTO通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

- ・ **中国**：産業補助金
- ・ **中国**：サイバー・データ関連規制
- ・ **中国**：強制技術移転
- ・ **ベトナム**：サイバー・データ関連規制
















(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

- ・ **韓国**：自国造船業に対する支援措置（国土交通省の取組）
- ・ **インド**：ICT製品に対する関税措置
- ・ **インド**：熱延コイルに対するセーフガード措置





昨年版からの進展

● 2025年版




(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置

-  中国：輸出管理法
-  中国、香港、マカオ、ロシア：ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置
-  中国：AD措置の不適切な運用
-  中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
-  中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
-  米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
-  米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置
-  米国：電気自動車税制優遇措置
-  米国：1962年通商拡大法232条や国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく輸入制限措置
-  インドネシア：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置
-  EU：炭素国境調整措置（CBAM）
-  EU：日本製熱延鋼板に対するAD調査
-  EU：Fガス規制
-  フランス：EV補助金の補助金適格要件の改正
-  インド：貿易救済措置の不適切な運用

※下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議やWTO通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。











-  中国：産業補助金
-  中国：サイバー・データ関連規制
-  中国：強制技術移転
-  ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人データ保護政令

(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

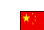
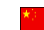


-  韓国：自国造船業に対する支援措置（国土交通省の取組）
-  インド：ICT製品に対する関税措置
-  インド：熱延コイルに対するセーフガード措置

● 2026年版




(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置

-  中国：輸出管理法
-  中国、香港、マカオ、ロシア：ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置
- (削除)**
-  中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
-  中国、米国、インド、インドネシア：貿易救済措置の不適切な運用
- (削除)**
-  米国：1962年通商拡大法232条等に基づく輸入制限措置
-  インドネシア：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置
-  EU：炭素国境調整措置（CBAM）
-  EU：鉄鋼製品に対する累積的貿易制限措置
-  EU：Fガス規制
-  フランス：EV補助金の補助金適格要件の改正

※下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議やWTO通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

-  中国：産業補助金
-  中国：サイバー・データ関連規制
-  中国：強制技術移転
-  ベトナム：サイバー・データ関連規制

(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

-  韓国：自国造船業に対する支援措置（国土交通省の取組）
-  インド：ICT製品に対する関税措置
-  インド：熱延コイルに対するセーフガード措置